

# 立命館大学における学士学位授与方針の 作成・公開過程

山本美奈

## 要旨

中教審の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」発表と、学校教育法施行規則改正に伴う「大学の教育情報公開」の課題をうけ、各大学において、学部・学科ごとの学位授与方針の明確化と公表が求められている。一方、「学士課程の構築に向けて（答申）」の用語解説によれば、学位授与方針は、「入学者受入れの方針と異なり、モデルとなる具体例や典型的な形態が存する（ママ）ものではない。（括弧内ならびに傍線は筆者が追記）」<sup>1)</sup>とされ、何をどのような形で策定・公表すべきか明確にされていない。学位授与方針は、単に策定・公開自体が目的ではなく、教育の質向上にむけた履修指導やカリキュラム改善等に具体的に利活用すべきであり、策定後の活用や教育改善とあわせた見直し・洗練化が継続的に図られる必要がある。

本稿では、これら諸課題を踏まえ、2010年度立命館大学学士課程において実施した、学位授与方針策定・公開の取組み経過を紹介するとともに、今後の改善課題を明らかにしたい。

## キーワード

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー

## 1. 取組みの背景

文部科学省中央教育審議会は、2008年12月「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（以下「学士課程答申」という）を発表し、社会のグローバル化や高等教育のユニバーサル段階到達を踏まえ、学士課程教育の質の維持・向上にむけた各大学における「実効性ある改革の必要性」を強調した。そして、改革の実行にとって、「学位授与方針」「教育課程編成・実施方針」「入学者受入れの方針」の「3つの方針」の明示がもっとも重要であると指摘している。（文部科学省中央教育審議会、2008）

さらに、2011年4月の学校教育法施行規則の改正により、各大学における教育情報の公表が義務付けられることとなった。同施行規則では、「大学の教育研究上の目的に関すること」（第

172 条の 2 第 1 項第 1 号) を公表するとともに、「大学が、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するように努めるものとする」と(第 172 条の 2 第 2 項) を規定している。

これら一連の動きを通じて、学士課程における教育の質をどのように保証するかについて、「学生が修得すべき知識及び能力に関する情報」の形で分かりやすく内外に提示することが、今、各大学に求められていると解釈できるだろう。

本稿では、2008 年 12 月の「学士課程答申」、2011 年 4 月の学校教育方施行規則改正などの動向を踏まえ、2010 年度に、立命館大学で推進した「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」「教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」の策定・公開取組みのうち、主に学士課程における学位授与方針の状況について述べることにしたい。

なお、本稿では、「教育目標」を「卒業時点において学生が身につけるべき能力」の意として使用し、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)策定の際、当該課程における卒業に必要な修得単位数の要件とともに明示すべき基本事項と位置づける。

一般的に我々が教育目標という用語を使う場合、「初年次教育における教育目標」や「教養教育における教育目標」、「国際教育プログラムにおける教育目標」など、学年進行中のある段階や特定科目群、特定教育プログラムなどの単位で用いるが、それはかならずしも卒業時点や課程修了時点における能力に限定して使用されるものではない。また、科目群やプログラム、学部・学科、専攻等を主語にして設定することも可能であり、従来は、このような教育を提供する側の目線にたった表現方法が主流であったと考えられる。学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)の段階において、「教育目標」を「卒業時点において学生が身につけるべき能力」として明示しなければ、目標は具体性を欠き、学習成果測定が困難になることが懸念される。本稿で「教育目標」の意を限定して使用するの、このような状況を避けるためである。

なお、大学基準協会は、学位授与方針と教育目標の区別について解説し、学位授与方針を「各課程の最終的な教育目標の達成を求めるもの」として整理している。(大学基準協会、2009)<sup>2)</sup>

## 2. 「学位授与方針」策定の経緯

大学設置基準が改正され、「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。」<大学設置基準第 2 条の 2(教育研究上の目的の公表等)平成 19 年文部科学省令 22 により追加>とされたことを機に、2008 年 4 月、立命館大学は、全学的に学部・学科別の「教育研究上の目的(人材育成目的)」を定め、学則に明示した(2010 年 4 月からは、これをさらに各学部則に再整理)。また、この学則改正の作業と並行して、2007 年秋に、「教育研究上の目的(人材育成目的)」をふまえて、「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲・態度」「技能・表現」の 4 つの観点に分類して、学生が身につける能力として具体的に記載した「観点別教育目標」<sup>3)</sup>に再整理する研修を全学的に実施した。これにより、従来、抽象性の高い表現で纏められてきた「教育目標」を「学生を主語にして」表現しなおす作業が初めて試みられた。

しかしながら、この「観点別教育目標<知識・理解><思考・判断><関心・意欲・態度><技能・表現>」が、日本では主に初等中等教育現場で日常的に用いられてきた現状から、高等教育にそのまま導入することの是非をめぐって様々な意見が表明され、結果的にこの段階では、全学的にこれが定着され、内外への公表や履修指導に活用されるにはいたらなかった。立命館大学では、「学士課程答申」や学校教育法施行規則改正等の動向を踏まえて、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受入れ方針（ディプロマ・ポリシー）」（以下「3つの方針」という）の策定・公開が、これまで各学部の自主的な判断に委ねられてきたことを全面的に見直し、全ての学部においてこれらを適切に策定し、2010年秋より一斉に各学部ホームページにて公開することを、2010年4月、教学事項を所管する機関会議において決定した。この取組みに際して、これら「3つの方針」それぞれの概念や定義を共通認識にするとともに、各方針策定にあたっての「サンプル」を教育開発支援センターが中心となって提示し、参考資料として各学部に提供した。

この際、各学部に提示した「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」の定義（資料1）と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の策定事例（資料2）は以下のとおりである。

#### 資料1 立命館大学における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の定義

卒業（・修了）時点において学生が身につけるべき能力（教育目標）と学部（・研究科）の人材育成目的を明示して、当該課程における学位を授与する要件として再整理したものとする。

履修の過程においても学生に意識・理解させるため、履修要項等への掲出が必要である。

（『学部・研究科における教学上のポリシー策定・公開の取組について』、2010年4月26日、立命館大学教学対策会議より抜粋）

#### 資料2 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の策定事例

★★学部は、\*\*\*\*の人材を育成することを目的とし、下記のとおり×点の卒業時点において学生が身につけるべき能力（教育目標）を定めます。これら能力の獲得と学部カリキュラムに規定する所定単位（※教養科目\*、専門基礎科目\*、専門科目\* 計\*\*）の修得をもって、人材像の達成とみなし、学士課程学位を授与します。

※注：所定単位要件を示す図等を別掲する場合は記載省略可能

★★学部の学生が卒業時点において身につけるべき能力（教育目標）

学部共通の教育目標

(1) ◎◎◎の能力を有する。(2) ※※の意欲をもつ。(3) ××の知識を有し△△することができる。等

【☆コース教育目標】

☆☆☆の専門知識を有して社会生活に利活用できる能力を有する。

【◆コース教育目標】

◆◆の専門的知識と技能を持ち、国際社会で他者と協働できる能力を有する。……

（『学部・研究科における教学上のポリシー策定・公開の取組について』、2010年4月26日、立命館大学教学対策会議より抜粋）

学位授与方針のなかに、所定の単位修得要件だけでなく、当該課程の人材育成目的（教育研究上の目的）と「卒業時点において学生が身につけるべき能力（教育目標）」を盛り込むこと、ま

た「学位授与方針策定・公表」をゴールとするのではなく、学生への理解浸透と履修指導への活用が必要であること、などを整理した点が特徴である。

### 3. 教育開発支援センターによる支援

立命館大学では、2008年4月、大学における組織的教育改善を支援する「大学教育・開発支援センター」を発展的に改組し、「教育開発推進機構」を設置した。この「教育開発推進機構」の設置趣旨は、「大学や学部・研究科・教学機関が掲げた育成する人材像と教育目標を実現するために、全学に関わる教育内容の改善ならびに教育の情報化推進に向けた教育および研究を行うことを目的」（立命館大学教育開発推進機構規程第1条）としている。また、2009年4月には、教育開発推進機構の下に、「教育開発支援センター」「接続教育支援センター」の2つのセンターを置き、教育の改善支援につながる様々な活動を展開している。今回紹介する3つの方針の策定・公開の取組みに際しては、主に「教育開発支援センター」が中心となって、学部・研究科の支援を行った。

教育開発支援センターは、2009年5月に、教育開発推進機構の設置趣旨とセンターの活動内容を踏まえ、下記のとおりミッションステートメントを定めて、具体的な支援を実施している（資料3）。

#### 資料3 立命館大学教育開発支援センターのミッションステートメント

教育開発支援センターは、教育目標が達成できる成熟組織となるように、全学の学部・研究科・教学機関等と協働し、自らもその一員である本学の「学びのコミュニティ」の成長を支援する。（2009年5月25日制定）

（『2009年度 教育開発推進機構 教育開発支援センターの活動について』、2009年5月25日、立命館大学教育開発推進機構センター合同会議より抜粋）

なお、教育開発支援センターは、学位授与方針策定の取組みを実施した2010年春季の段階で、教授5名、嘱託講師3名、合計8名の教員が所属する組織であり、後述するワークショップやコンサルテーション・懇談の学部支援は、これらの教員と事務局職員の原則複数体制で実施した。

#### 3-1. 「教育の内部質保証」ワークショップの実施

第2章で述べたとおり、本学では、2007年度に学則に「教育研究上の目的（人材育成目的）」を規定したことを契機に「教育目標」を試行的に策定したが、これらを教学改善のツールや履修指導の材料として利用する取組みはほとんど推進されてこなかった。2010年春季の取組みでは、「人材育成目的」と試行的に策定された「教育目標」を再度見直し、各学部教学にかかわる具体的な計画と結びつけて検討する研修を「教育の内部質保証」ワークショップとして提案・実施した。

ワークショップは、学士課程答申の意図する「3つの方針」について理解を深めるとともに、それらを各学部が実施する様々な教学の計画と結びつけ、個々の計画の到達目標が教育目標の達成にあることを実感してもらう内容として構成した。ワークショップは、「ロジックツリー」の

雛型（日本私立大学連盟「マネジメントサイクル修得研修」の手法とツールを参考に本学用にアレンジ）を用いてグループで検討してもらい、「人材育成目的」「教育目標」「(具体的な)行動計画」をツリー構造図に落とし込み、同時に、それらの成否を測定する評価指標・基準を設定するというものである。

内容については、実施要項から抽出した資料を参照されたい（資料4・5）。

#### 資料4 ワークショップ実施要項抜粋

##### ワークショップ「教育の内部質保証」にむけて

テーマ：学部等における「人材育成目的」「教育目標」点検みなおしと行動計画策定

対象：学部・研究科執行部、事務長（1グループあたり3-4名以内）

所要時間：190分(ワークショップ所要時間180分 他中間として休憩10分)

講師：教育開発推進機構所属教員1-3名（進行補助：教育開発支援課職員1-2名）

概要：

※ ワークショップ趣旨とグループワーク手順について（講義）（30分）

→ 人材育成目的から教育目標・行動計画にいたるツリー概念の解説

→ 行動計画策定時における指標・基準設定の重要性の理解

※ グループワーク(前半)（60分）

当該学部・研究科の人材育成目的、教育目標にもとづく教学関連活動の「行動計画」を策定する。グループワーク(前半)にて下記の①-③までを行う。

1. 教育目標の選定とこれに関連する行動計画の設定
2. 教育目標の達成度、行動計画の到達状況を測定する指標・基準の検討
3. ツリー構造図※（第1次案）の完成 <休憩>

※ グループワーク(後半)（60分）

前半のグループワークで作成したツリーについてグループ内で採点する。(採点方法についてはグループワーク再開の冒頭で解説)ツリー構造図の中で改善すべき点を明らかにし、ツリー構造図(最終版)を完成させる。

(4) ツリーの発表（10分）

ツリー策定にいたる討議の過程、自己採点を踏まえた修正の状況等も簡単に補足しながら、完成したツリー構造図について発表する。

(5) 全体講評（10分）

発表をうけて講師より講評。(人材育成目的-教育目標-行動目標の関係の適切性についてコメントし、人材育成目的・教育目標の点検・見直しの視点につなげる。)

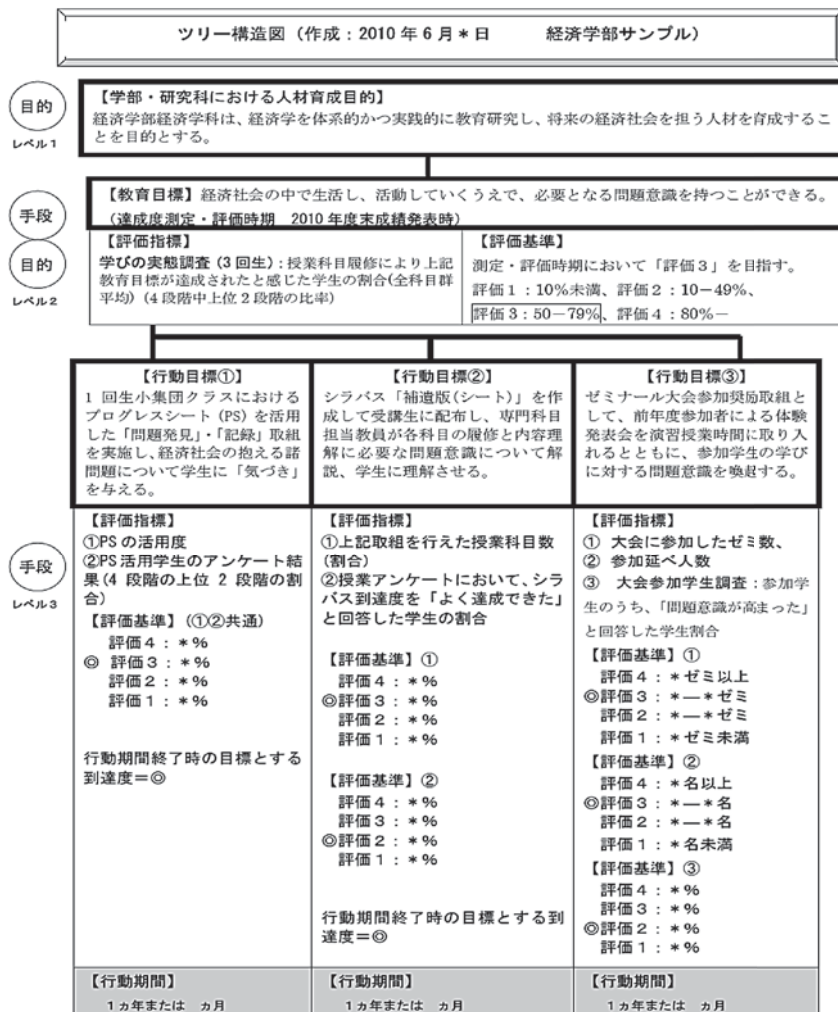
(6) アンケート回答・回収

ワークショップの感想、意見等について

理解度、満足度、時間・規模等の適切性

(2010年7月12日『学部・研究科の教学上のポリシー策定見直し支援取組について(総括)』教育開発支援センター会議資料より抜粋)

資料 5 ツリー構造図策定事例



(2010 年 6 月ワークショップにてサンプルとして用いたもの)

2010 年 5 - 6 月において、上記実施要領に基づくワークショップが 2 回開催され、2 学部 2 研究科より 15 名の参加が得られた。ワークショップは、学部が教育目標を達成するための組織としての具体的な行動とその評価指標・基準を設定することを通じて、教育目標そのものの適切性をも検証するという意図が込められている。このため、教育目標をこれから新たに策定しようとする学部等のニーズとは必ずしも合致しない側面がある。参加学部・研究科数が少なかった原因は、このワークショップ内容と学部等のニーズとの相違によるものと考えられるが、参加者アンケートからは「実施趣旨の理解」「グループワークの有効性」「今後の活用」などの項目を中心に、いずれも 5 段階評価の上位 2 段階の回答を得て、おおむね参加者から高い満足度が得られた。今後教育目標の点検・見直しニーズが増加するにつれて、よりワークショップの有効性を高めることが期待できる。

### 3-2. コンサルテーション・懇談の実施

ワークショップの実施と並行し、学部・研究科が策定した「3つの方針」に関する教育開発支援センター教員によるコンサルテーションも実施した。この取組みは、2010年6月に、個別学部からの希望にもとづき、8学部・研究科を対象に計5回実施された。今回の取組みは全学的にも初めてのものであったことから、コンサルテーションを希望する学部からは「どの程度（詳しく）記載すればよいのか」「留意すべきポイントはなにか」など、基本的な質問が多く寄せられた。このため、教育開発支援センターでコンサルテーション担当教員と事務局による事前の打ち合わせを行い、①方針策定の手順（学位授与方針→教育課程編成・実施方針→入学者受入れ方針の順で、内容を整合させながら策定する）、②「教育目標」については、「学生を主語」とした能力要件の形で定めることとし、できる限り簡潔にする（複文や長文は避ける）、などのポイントを整理し、事前に方針原案を入手して改善事項をまとめながら対応した。

これらの取組みを通じて明らかとなった課題は、支援期間の設定が短かったためワークショップ実施件数が少数にとどまったこと、「教育目標」や「学位授与方針」「教育課程編成・実施方針」の検討は本来学部のカリキュラム改革時期と連動するため、最適な見直し時期が一致しなかったことなどである。今回紹介した2010年6月の取組み以降も、教育開発支援センターは学部の要望に対応したワークショップやコンサルテーションを継続しており、2010年6月以降2011年7月までに実施したワークショップ、コンサルテーションは、合計15回を数えている。今後とも学部が希望する最適な時期にあわせて臨機に教育開発支援センターがサポートし、「3つの方針」の改善に役立てるよう取組みを継続することが重要である。

## 4. 「学位授与方針」の公開と残された課題

以上の取組みを踏まえて、2010年10月に全学部の「学位授与方針」を「人材育成目的」「教育課程編成・実施方針」「入学者受入れ方針」とともに、本学のホームページで一斉に公開することとなった<sup>4)</sup>。

策定・公開された学位授与方針に関する今後の改善課題としては、以下の4点があげられる。

第1点目としては、学部、学科の別ごとでの策定を目標にしたが、一部の学部では学科別の策定までいたらなかったことである。本学の各学部は、単一学科構成の学部から複数学科や複数の専修をおく学部まで多様な構成をとっている。通常、同一学部であっても学科や専修が異なれば、修得すべき授業科目やカリキュラムには違いがあるものであり、それぞれの教育プログラムに沿った「学位授与方針」がきめ細かく策定されるべきである。また、前述の大学設置基準第2条の2（教育研究上の目的の公表等）においても、「大学は、学部、学科又は課程ごとに、（注：傍線は著者が追記）人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。」と定めている。この「教育研究上の目的（人材育成目的）」を学位授与の段階でどのように具体化するかを示した「学位授与方針」もまた、学科別に設定すべきであり、設置基準の規定からみて必要な対応といえる。

第2点目として、一部の学部において、「教育目標」を「卒業時点において学生が身につけるべき能力」と明確に位置づけ、学位授与方針のなかに盛り込むことを徹底しきれなかった点があ

げられる。これら学部では、今次の学位授与方針策定以前より、教育目標の策定と学生への公開、履修指導への活用を進めてきた。このため、「後発」の学位授与方針と、従前より掲げてきた「教育目標」とをうまく統合・整理することができず、学位授与方針では卒業時に必要な修得単位数のみを整理し、「教育目標」と関連させず提示してしまう結果となった。「卒業時において学生が身につけておくべき能力」としての「教育目標」は、学位授与方針の重要な一部分であることを明確にした提示方法の工夫が必要である。

第3点目として、前述の学位授与方針策定事例（資料2）では、「教育目標の達成」と「卒業に必要な所定単位の修得」を並列的に規定してしまっており、両者の関連性が不明確である。この点については、本学が2010年度後期に独自に受審した外部評価においても委員より指摘を受けている。現状、「教育目標」とカリキュラム上設置された個々の科目との関連性を明示した「カリキュラム・マップ」<sup>5)</sup>や履修の順次性・体系性を明示した「カリキュラム・ツリー」<sup>6)</sup>が、一部の学部しか策定されていないため、本来一致すべき卒業単位数の充足と教育目標の達成が明確に結びついていない。第2点目の課題として述べた「教育目標」と学位授与方針とが別々に運用されている例も、「カリキュラム・マップ」等の未整備に起因すると考えられる。この課題を改善するためには、相対的に遅れている「カリキュラム・マップ」等の整備を優先的に進めつつ、これと並行して学位授与方針の文言の適切な修正を進めていかなければならない。

第4点目の課題として、従来からの各学部における教学関連用語の使用方法に相違があったため、「目標」「目的」などの基本的な用語の使用について、直ちに全学的な統一を図ることができなかった点があげられる。学位授与方針をふくめ、「3つの方針」や「教育目標」の改善にあたっては、各方針や関連する用語の定義の明確化と統一した使用について学内に周知することが極めて重要であり、全学的な取組みを進める必要がある。

これらの課題については、後述する「改善・見直しサイクル」のなかで、具体的に改善していくことが必要である。

## 5. 「3つの方針」の改善・見直しサイクルの確立にむけて

策定した「3つの方針」は、学部のカリキュラム改善や教学に関する様々な行動計画の重点化に伴い、適宜点検と見直しを進めていくべきものである。2010年7月に、本学では、「人材育成目的ならびに教学上のポリシー検証・公開ガイドライン」を策定して、次の原則を定めている。また、2010年度末に本ガイドラインにもとづく初めての全学的検証を実施した。

なお、2010年度末の検証作業においては、多くの学部が「3つの方針」策定・公開から半年程度の短期間であったことから、大幅な見直しを行う事例は発生しなかった。しかしながら、前章で整理したとおり、改善を要する点を複数抱えている現状にあり、2011年度末においても改善すべき課題を明確に提示して、全学的な作業を進めなければならない。

これらの取組みを通じて、改善・見直しのためのサイクルを各学部が確立し、自らの教育課程と育成する人材のあり方について、より自主的・自律的に、かつ継続的に検討できる組織文化を定着させることを目指したいと考えている。言い換えれば、「各学部が教育目標を達成できるよう支援する」ことをミッションに掲げる「教育開発支援センター」は、教学改善に有用な専門的



資料6 人材育成目的ならびに教学上のポリシー検証・公開ガイドライン（概要抜粋）

- ①改訂時期： カリキュラム改革の時期にあわせて実施。
- ②改訂状況の全学集約： 改訂前年度の所定期間に全学部・研究科の改訂有無を集約。  
改訂に際して、当該学部・研究科の教授会承認を必要とする。
- ③改訂した方針等の公開時期  
入学者受入れ方針：当該方針に基づく入試を実施する年度の4月  
人材育成目的、教育課程編成・実施方針、学位授与方針：  
当該方針に基づくカリキュラムを開始する年度の4月
- ④公開する媒体  
人材育成目的、入学者受入れ方針：入学試験要項 ほか学生募集関連資料  
人材育成目的、教育課程編成・実施方針、学位授与方針：履修要項 ほか関連資料
- ⑤適用開始時期  
入学者受入れ方針にあつては2012年度以降入学者より、それ以外については  
2011年度カリキュラムより適用開始。

助言や適切なサポートを行うことを、各学部から、今後いっそう期待されるであろう。

注

- 1) 『学士課程教育の構築に向けて（答申）』（文部科学省中央教育審議会、2008年12月）では、本答申で使用された教育関連用語の「用語解説」を添付しており、【学位授与の方針，教育課程編成・実施の方針】の項で、以下のとおり説明している。
- 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に加えて、将来像答申が新たに提唱した「教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針（ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー）に対応するもの。入学者受入れ方針と異なり，モデルとなる具体例や典型的な形態が存在するものではない。将来像答申は，組織的な取組の強化が大きな課題となっている我が国の大学の現状を踏まえ，各機関の個性・特色の根幹をなすものとして，3つの方針の重要性を指摘するとともに，「早急に取り組むべき重点施策」の中で，3つの方針の明確化を支援する必要性を強調している。
- 2) 財団法人大学基準協会は、「新大学評価システムについての「Q&A」」（『新大学評価システム ガイドブック－平成23年度以降の大学評価システムの概要－』、平成21年10月）において、学位授与方針と教育目標の関係について下記のとおり解説している。学位授与段階における「教育目標」概念の理解に、一定の示唆を与えるものとして紹介しておきたい。

新大学評価システムについての「Q&A」

Q10 教育目標と学位授与方針とは、どのように区別して考えたらよいでしょうか。

A 教育目標とは、教育活動の最終結果であり、同時に、教育活動の成果を評価する際の基準となるものです。教育目標は、その達成度や達成の程度の評価・測定が可能である必要があります。学位授与方針とは、学位の授与に当たり、どのような資質・能力を育成し、どの程度の知識・技術の習得水準を求めるのか、さらには、学位に相応しい学習経験を求めるのかといった学位授与要件を明確にすることです。方針と目標の違いはありますが、各課程の教育目標と学位授与方針は、内容的には同じことをさしていると考えてよいと思います。しかし、教育目標には、初年次教育の教育目標とか、教養教育の教育目標、あるいは、外国語教育の教育目標といったように、様々な教育活動や個々の授業において、それぞれの活動が到達すべき内容や水準を示すも

のとしても用いられています。教育目標は、各課程の最終的な教育目標の達成を求める学位授与方針より、一般的で汎用性の高い概念として位置づけられています。

- 3) 「観点別教育目標」は、次のように解説されている(沖, 2007)。

観点別教育目標とは、梶田が提唱した目標領域・目標累計に沿って教育目標を記述したものである。学部・学科の教育の目的(ディプロマ・ポリシー)やシラバスに記載される到達目標の記述に用いることができる。具体的には、情意的領域の達成・向上目標である「関心・意欲・態度」、認知的領域の向上目標である「思考・判断」、さらに認知的領域の達成目標である「知識・理解」と精神運動的領域である「技能・表現」の4つの観点に沿って、ディプロマ・ポリシーや各授業の到達目標を記述することを意味する。

(沖裕貴「観点別教育目標から考えるカリキュラム・ポリシーの構造-理念・目的、ディプロマ・ポリシー、シラバスとの関連において-」『立命館高等教育研究』第7号、2007年、65頁)

- 4) 立命館大学各学部の人材育成目的、学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受入れ方針については、立命館大学 HP を参照(最終アクセス 2012年1月30日)。

[http://www.ritsumeiji.jp/public-info/public00\\_j.html#kenkyu](http://www.ritsumeiji.jp/public-info/public00_j.html#kenkyu)

- 5) 6) 「カリキュラム・マップ」「カリキュラム・ツリー」は、先行研究によってそれぞれ以下のとおり解説されている(沖, 2007)(沖・宮浦・井上, 2010)。

カリキュラム・マップは、観点別に示される各学部・学科のディプロマ・ポリシーと、同じく観点別に示される各授業の到達目標との間の整合性を明示するマトリックスである。

(沖裕貴「観点別教育目標から考えるカリキュラム・ポリシーの構造-理念・目的、ディプロマ・ポリシー、シラバスとの関連において-」『立命館高等教育研究』第7号、2007年、69頁)

「カリキュラム・ツリー」は、学士課程教育に配される各科目の DP に対する体系的、整合性を示すもので、カリキュラム構築の条件の sequence の検証に有効である。

(沖裕貴・宮浦崇・井上史子「一貫性構築のための3つのポリシー(DP・CP・AP)の策定方法-各大学の事例をもとに-」『教育情報研究』第26巻第3号、2010年、23-24頁)

## 参考文献・資料

『学士課程教育の構築に向けて(答申)』、文部科学省中央教育審議会、2008年

『学校教育法施行規則第172条の2』

『大学設置基準第2条の2』

『新大学評価システムガイドブック-平成23年度以降の大学評価システムの概要-』、大学基準協会、2009年。

沖裕貴「観点別教育目標から考えるカリキュラム・ポリシーの構造-理念・目的、ディプロマ・ポリシー、シラバスとの関連において-」『立命館高等教育研究』第7号、2007年。

『立命館大学教育開発推進機構規程第1条』

沖裕貴・宮浦崇・井上史子「一貫性構築のための3つのポリシー(DP・CP・AP)の策定方法-各大学の事例をもとに-」『教育情報研究』第26巻第3号、2010年。

## The Procedure of Establishing Diploma Policies in Undergraduate Programs at Ritsumeikan University

YAMAMOTO Mina (Assistant Administrative Manager, Office of Development and Support of Higher Education, Ritsumeikan University)

### Abstract

The report of Central Education Council called “Towards Structure of Education in Undergraduate Programs (2008)” and revised Enforcement Regulations for the School Education Law (2011) have been requesting all universities and colleges in Japan to establish and make public their own “DPs (Diploma Policies)” in each faculty and department. However, what DPs should be or how they should be established and made public has not been shown or specified either in the report or the law so far. DPs require not to be simply displayed, but to be utilized for such activities as students’ registration and curriculum revision, and to be refined continuously in accordance with FD activities.

This paper attempts to report the procedure of establishing DPs at Ritsumeikan Univ. in 2010 and specify the problems left behind.

### Key words

Diploma Policy (DP), Curriculum Policy (CP), Curriculum Map, Curriculum Tree

